

## 鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：平成 28 年 11 月 29 日（火）8:45～9:00

場 所：官邸 3 階南会議室

議 題：青森県及び新潟県の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生に対する対応について

平成28年11月29日  
消費・安全局

**青森県及び新潟県における高病原性鳥インフルエンザの  
疑い事例のこれまでの対応状況（11月29日 8時現在）**

- 1 昨日（28日（月））、青森県青森市及び新潟県関川村の家きん農場において、死亡羽数が増加したため、当該農場から県の家畜保健衛生所に通報。
- 2 家畜防疫員が当該死亡家きんについて簡易検査を行ったところ、いずれの事例も陽性と判明。
- 3 引き続き、遺伝子検査を実施した結果、H5亜型陽性と判明（疑似患畜と判定）。
- 5 なお、既に、当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、移動制限区域の設定等の防疫措置に着手。

**【農場概要】**

< 青森 >

農場所在：青森県青森市

飼養形態：あひる（フランス鴨）約1万6500羽（9舎）

半径3km圏内の家きん飼養農場（発生疑い農場は除く。）

：4戸約1万4000羽

半径3-10km圏内の家きん飼養農場：3戸約40万羽

< 新潟 >

農場所在：新潟県関川村

飼養形態：採卵鶏約31万羽（24舎）

半径3km圏内の家きん飼養農場（発生疑い農場は除く。）

：6戸約14万羽

半径3-10km圏内の家きん飼養農場：4戸約27万羽

平成 28 年 11 月 29 日

## 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例について

環境省

冬鳥の渡来に合わせ、毎年 10 月～翌年 4 月に全国の渡来地で糞便を採集。また、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査（野鳥サーベイランス）。

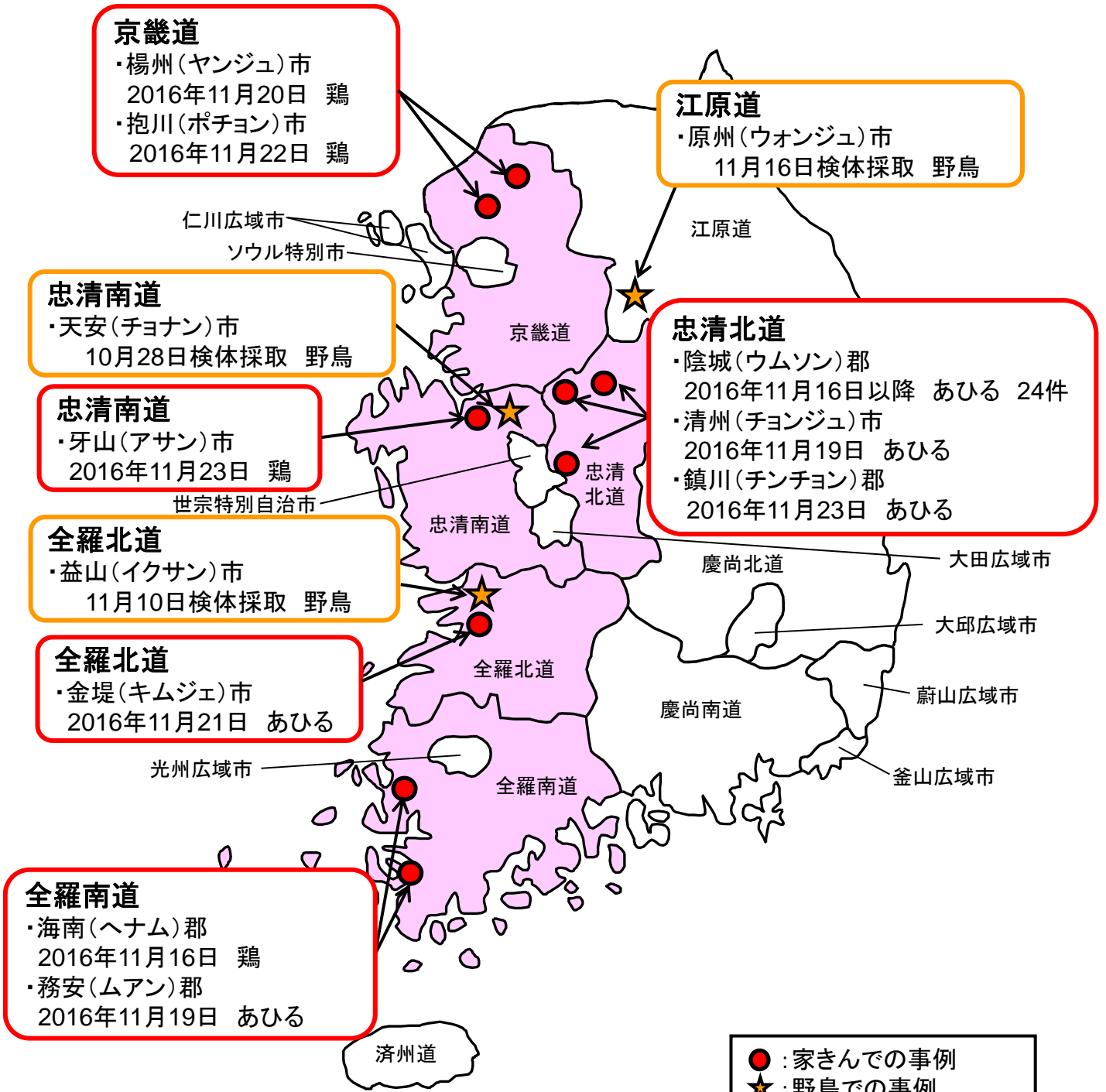
今シーズンは、次のとおり、野鳥において 4 県 19 例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が確認されている。

場所	検体	検出日
鹿児島県出水市 <sup>いずみし</sup>	ねぐらの水	11 月 18 日
	ナベヅル 8 羽	11 月 22、24、28 日
	ヒドリガモ 2 羽	11 月 28 日
	カモ類糞便	11 月 28 日
秋田県秋田市	コクチョウ 3 羽	11 月 21、28 日
鳥取県鳥取市	カモ類糞便(3 例)	11 月 21、28 日
岩手県盛岡市	オオハクチョウ	11 月 28 日

国内の複数箇所が発生したため、11 月 21 日に野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル 3」に引き上げ。

各発見地の周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定するとともに、「野鳥緊急調査チーム」を派遣する等、野鳥の監視を強化。

# 韓国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)の状況 (2016年11月以降)



● : 家きんでの事例  
 ★ : 野鳥での事例  
 ■ : 家きんでの事例が確認された道

日付は申告日  
 出典: 韓国農林畜産食品部

**家きんでの確認件数: 32件**  
 あひる 28件  
 鶏 4件

( 殺処分羽数: 61農場 131万5千羽)

## (鳥インフルエンザ事案)

### 総理指示

現場の情報をしっかり収集すること。

農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。

国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成28年11月28日  
農林水産省対策本部決定

## 今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、農場から半径3 km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3 kmから10 km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 明朝、矢倉政務官を青森県に、細田政務官を新潟県に派遣。
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。
- 7 青森県及び新潟県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 明朝、疫学調査チームの派遣。
- 9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

平成 28 年 11 月 29 日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る  
環境省の対応について

環境省

青森県青森市及び新潟県岩船郡いわふねぐんせきかわむら関川村の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

発生農場周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定し、青森県及び新潟県に野鳥の監視を強化するよう要請。

東北地方環境事務所及び関東地方環境事務所に、青森県及び新潟県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。

「野鳥緊急調査チーム」を現地に派遣予定。

野鳥緊急調査チーム：現地の状況把握、指導助言等を実施。

全都道府県に対し、情報の迅速な共有と監視の適切な実施を要請する事務連絡を発出。